

# 特定施設設置のしおり

騒音規制法に基づく特定施設設置・使用の届出

東かがわ市において、特定施設を設置しようとする場合、設置の工事開始の日の 30 日前までに、特定施設設置届出書を次の要領で提出してください。

## 提出要領

- 1 届出義務者  
特定施設を設置しようとするもの、法人の場合はその代表者
- 2 届出期限  
設置の工事開始日の 30 日前まで
- 3 届出種類  
(1) 特定施設設置届出書  
(1) 特定施設の配置図  
(2) 特定工場等及びその付近の見取図
- 4 指定地域  
東かがわ市内全域
- 5 届出先  
〒769-2792  
香川県東かがわ市湊 1847 番地 1  
東かがわ市役所 市民部環境衛生課  
TEL:0879-26-1226 FAX:0879-26-1336

## 特定施設設置

特定施設（工場・事業場に設置される施設のうち著しい騒音を発生する施設であって、次表に掲げるもの）を設置する工場・事業場を規制対象としています。

### （１）特定施設の種類

1. 金属加工機械
圧延機械（原動機定格出力の合計が22.5KW以上のもの）
製管機械
ベンディングマシン（ロール式で、原動機定格出力が3.75KW以上のもの）
液圧プレス（矯正プレスを除く）
機械プレス（呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの）
せん断機（原動機定格出力の合計が3.75KW以上のもの）
鍛造機
ワイヤーフォーミングマシン
ブラスト（タンブラスト以外のもので、密閉式を除く）
タンブラー
切断機（といしを用いるもの）
2. 空気圧縮機及び送風機（原動機定格出力が7.5KW以上のもの）
3. 土石用又は鉱物用の破碎機、摩砕機、ふるい及び分級機
4. 織機（原動機を用いるもの）
5. 建設用資材製造機
コンクリートプラント
アスファルトプラント（混練機混練容量が200kg以上のもの）
6. 穀物用粉碎機（ロール式で、原動機定格出力が7.5KW以上のもの）
7. 木材加工機
ドラムバーカー
チップパー（原動機定格出力が2.25KW以上のもの）
碎木機
帯のご盤（原動機定格出力が15KW以上、木工用は2.25KW以上のもの）
丸のご盤（原動機定格出力が15KW以上、木工用は2.25KW以上のもの）
かんな盤（原動機定格出力が2.25KW以上のもの）
8. 抄紙機
9. 印刷機械（原動機を用いるもの）
10. 合成樹脂用射出成形機
11. 鑄形造型機（ジョルト式のもの）

(2) 特定施設設置の規制に関する区域区分

都市計画法による用途地域の区分に準じて、以下の区域が指定されています。

特定工場等区域区分	都市計画法用途区域
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 用途地域が決定されていない地域
第4種区域	工業地域 工業専用地域

(3) 特定施設設置に関する規制基準

特定施設に関する規制基準は、昼間・朝夕・夜間の時間区分ごとに、各区域区分について次表のとおり定められています。

(単位：デシベル)

区 域	時 間		
	昼 間 8:00～19:00	朝・夕 6:00～8:00 19:00～22:00	夜 間 22:00～6:00
第1種区域	50	45	40
第2種区域	55	50	45
第3種区域	65	60	50
第4種区域	70	65	60

- 1.基準値は特定工場等の敷地境界線での値とする。
- 2.騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性（FAST）を用いることとする。
- 3.騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格Z8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は次のとおりとする、
  - (1)騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
  - (2)騒音計の指示値が周期的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、この変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
  - (3)騒音計の指示値が、不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90%レンジの上端の数値とする。
  - (4)騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90%レンジの上端の数値とする。